

## 異常気象等発生時の対応基準表

### 1 台風及び発達した低気圧等への対応

区分	発出基準・時期	船舶等の措置要領（発出内容）
<b>注意喚起</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風等に関する正確な情報収集を促すもの</li> <li>・ 余裕のある時期に対応準備を行うもの</li> </ul>	気象庁等から次のいずれかの情報が発表された場合に、余裕をもって荒天準備ができる時期に発出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 台風情報において、当該港又は地区が台風の強風域<sup>1</sup>に入るおそれがあることを示す情報</li> <li>(2) 当該港又は地区を対象地域とした「暴風と〇〇に関する情報」や「暴風雪に関する情報」のように「暴風」を含む気象情報</li> </ul>	別紙1のとおり。
<b>第1体制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒天準備を含む自主的な安全措置を促すもの</li> <li>・ 第2体制の事前段階の勧告（予告）</li> </ul>	気象庁等から次のいずれかの情報が発表された場合に、当該港又は地区が暴風域に入る概ね48時間前 <sup>*</sup> に発出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 台風情報において、当該港又は地区が台風の強風域に入ることが明らかで、暴風域<sup>2</sup>に入るおそれがあることを示す情報</li> <li>(2) 気象情報において、当該港又は地区を対象地域とした予報風速陸上20m/s以上を示す情報</li> <li>(3) 警報注意報において、当該港又は地区を対象地域とした「暴風警報<sup>3</sup>」を発表するおそれがあることを示す情報</li> </ul>	別紙2のとおり。
<b>第2体制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港外退避等、危険を防止するため自主的な安全措置を促すもの</li> <li>・ 避難勧告</li> </ul>	第1体制が発令されている状況下において、気象庁等から次のいずれかの情報が発表された場合に、当該港又は地区が暴風域に入る概ね24時間前 <sup>*</sup> に発出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 台風情報において、当該港又は地区が台風の暴風域に入る可能性が高いことを示す情報</li> <li>(2) 警報注意報において、「暴風警報」が発表されることが明らかなことを示す情報（但し、気象情報において、当該港又は地区を対象地域とした予報風速陸上25m/s以上を示す情報がある場合）</li> </ul>	別紙3のとおり。

<sup>1</sup> 強風域とは、風速15m/s以上の強い風が吹いているか、地形の影響などが無い場合に吹く可能性のある範囲

<sup>2</sup> 暴風域とは、風速25m/s以上の暴風が吹いているか、地形の影響などが無い場合に吹く可能性のある範囲

<sup>3</sup> 暴風警報とは、平均風速が陸上20m/s、海上20m/s以上になると予想される場合

<sup>\*</sup> 急速に発達する低気圧等については、情報認知から発出までの間が短時間となる場合がある。

<b>第1・2体制解除</b> ・ 避難勧告解除	当該港又は地区が、台風の強風圏を脱し港内が平穏になり停泊が可能となった時期、又は、暴風警報・波浪警報が注意報に切り替えられ港内が平穏になり停泊が可能となった時期に勧告を解除する。	別紙4のとおり。
-----------------------------	---	----------

## 2 津波への対応

区分	発出基準・時期	船舶等の措置要領（発出内容）
<b>注意喚起</b> ・ 津波に関する正確な情報収集を促すもの ・ 余裕のある時期に対応準備を行うもの	地震の観測により、気象庁から当該港又は地域を対象地域とした潮位変動等に関する注意喚起がなされた場合などに発出する。	別紙5のとおり。
<b>第1体制</b> ・ 対応表による自主的な安全措置を促すもの ・ 対応要領を定めている場合はその要領によること	地震の発生により気象庁から当該港又は地域を対象地域とした津波注意報が発令された場合、若しくは発令されることが明らかである場合に発出する。	別紙6のとおり。
<b>第2体制</b> ・ 対応表による自主的な安全措置を促すもの ・ 対応要領を定めている場合はその要領によること	地震の発生により気象庁から当該港又は地域を対象地域とした津波警報又は大津波警報が発令された場合、若しくは発令されることが明らかである場合に発出する。	別紙7のとおり。
<b>第1・2体制解除</b> 避難勧告解除	当該港又は地域を対象地域とした津波警報等が解除され、港内が平穏になり停泊が可能となった時期に勧告を解除する。	別紙8のとおり。

注 意 喚 起

台風\_\_号（低気圧）の接近に伴い、盛岡地方気象台から次のとおり「\_\_に関する岩手県気象情報第\_\_号」が発せられました。

（例：「暴風と〇〇」や「暴風雪」）に関する気象情報及び海難防止指導

【例文】

低気圧が日本海中部にあって北東へ進んでいます。この低気圧は急速に発達しながら日本海を北東へ進み、14日朝にはサハリン付近に達する見込みです。

東北地方では、13日夜から14日にかけて、日本海側と太平洋側北部を中心に西よりの風が雪を伴って非常に強いでしょう。

14日06時にかけて予想される

最大風速は、

太平洋側北部 海上20メートル 陸上20メートル

大船渡・陸前高田地区安全対策協議会の委員各位におかれましては、貴傘下の船舶等に対し、次の事項につき注意喚起をお願いいたします。

船舶や海岸の施設では、暴風やふぶきによる視程障害、高波に警戒して下さい。今後気象台の発表する気象情報に留意するとともに、関係船舶等の事故防止に万全を期して下さい。

釜 石 港 長  
釜石海上保安部長

## 第 1 体制発令

### 【 勸告（予令） 】

台風\_\_\_\_号（低気圧）の接近に伴い、大船渡・陸前高田地区の各港に\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_（日本時間）をもって、第1体制を発令します。

大船渡・陸前高田地区安全対策協議会の委員各位におかれましては、貴傘下の船舶等に対し、次の事項につき指導・勸告（予令）をお願いいたします。

1. 各機関・団体及び船舶は、気象庁等の発表する台風の動きや気象・海象に関する正確な情報の収集を行うとともに、傘下船舶への影響を検討し、余裕のある時期に万全の準備をしてください。
2. 船舶は、台風又は発達した低気圧等（以後、「台風等」という。）襲来時を想定して、台風等の勢力、風向、進行方向等を検討し、避難場所や避難方法（係留、錨泊、港外退避等）の選定を行って、避難場所への移動を開始し、台風等の襲来に備えてください。
3. 危険物の荷役、工事・作業及び漁船による操業は、直ちに中止時期を決定して、台風等の襲来に備えてください。
4. 陸揚げできる小型船舶等は、陸揚げの準備を始めてください。
5. 錨泊船舶は、現在の泊地が避泊錨地に適しているか否かを検討し、錨泊で対応する場合は、台風等の襲来時の錨泊計画を策定し、備えてください。
6. 岸壁に係留している船舶は、現在の係留地が避泊係留地に適しているか否かを検討し、係留で対応する場合は、台風等の襲来時の係留計画を策定し、備えてください。
7. 岸壁管理者は、管理している岸壁施設の使用基準や係留限界等を考慮し、今後も岸壁を使用予定としている船舶の船長に対し、早めに助言を行ってください。
8. 流出可能性のある物件の管理者は、流出防止措置の検討を行い、措置を開始してください。
9. 当地区港仕向けの船舶がある代理店等は、当該船舶と連絡を行い、できる限り他の港又は泊地等に避難するよう調整してください。
10. 在港中及び当地区港に向かって進行の最大載貨重量トン数（以下「DWT」という。）10,000トン以上※の船舶については、今後の気象・海象状況により「第2体制発令」となった場合は、港外への避難勸告が出されることとなるため、これに向けた準備作業を早期に開始してください。

釜石港長  
釜石海上保安部長

※載貨重量トンより総トン数が大きい船舶は、総トン数10,000トン以上と読み替える。

## 第 2 体 制 発 令

### **【 避 難 勧 告 】**

台風\_\_\_\_号(低気圧)の接近に伴い、大船渡・陸前高田地区の各港に\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_(日本時間)をもって、第2体制を発令します。

大船渡・陸前高田地区安全対策協議会の委員各位におかれましては、貴傘下の船舶等に対し、次の事項につき指導・勧告をお願いいたします。

在港中及び当地区港に向かって進行中のDWT 10,000 トン以上<sup>\*</sup>の船舶については、直ちに港外への避難を行ってください。それ以外の船舶は次の事項を遵守してください。

1. 船舶は、台風等の襲来時に備え、避難場所への移動を完了し、台風等の襲来に備えてください。
2. 危険物の荷役、工事・作業及び漁船による操業は、直ちに中止して台風等の襲来に備えてください。
3. 陸揚げできる小型船舶等は、陸揚げを完了してください。
4. 錨泊船舶は、事前に準備した錨泊計画に則り、良好な把駐力を得るための措置を取り、確実な守錨当直を実施するとともに、他船との十分な離隔距離を確保し、万が一の走錨に備えた機関用意を行い、常時、緊急連絡が取れるように措置してください。
5. 係留船舶は、事前に準備した係留計画に則り、利用可能な全施設を利用する万全な係留強化対策を講じてください。
6. 岸壁管理者は、岸壁を使用している船舶の船長に対し、万全な係留強化対策の指導を行ってください。
7. 流出可能性のある物件の管理者は、流出防止措置を完了してください。
8. 当地区港仕向けの船舶がある代理店等は、当該船舶と連絡を行い、他の港又は泊地等の安全な海域に避難するよう指導してください。

釜 石 港 長  
釜石海上保安部長

---

<sup>\*</sup>載貨重量トンより総トン数が大きい船舶は、総トン数 10,000 トン以上と読み替える。

第 1・2 体制 解除

**【 勸告 解除 】**

台風\_\_号（低気圧）の通過に伴い、大船渡・陸前高田地区の各港に発令されていた第1体制・第2体制（避難勧告）を\_\_月\_\_日\_\_（日本時間）をもって解除します。

釜 石 港 長  
釜石海上保安部長

注 意 喚 起

気象庁から次のとおり「\_\_\_に関する情報」が発せられました。

(例：「海面変動に関する〇〇」)に関する注意喚起

【例文】

海面変動に関する情報…今後も継続する可能性が高いため、…海に入ったの作業や海でのレジャーなどに際しては十分な注意が必要です。今後の情報に留意してください。

大船渡・陸前高田地区安全対策協議会の委員各位におかれましては、貴傘下の船舶等に対し、注意喚起を実施してください。

釜 石 港 長  
釜石海上保安部長

## 第 1 体 制 発 令

### **【 津 波 注 意 】**

気象庁から、\_\_\_月\_\_\_日\_\_\_（日本時間）に、津波注意報が発表されたことから、大船渡・陸前高田地区の各港に\_\_\_月\_\_\_日\_\_\_（日本時間）をもって、第1体制を発令します。

大船渡・陸前高田地区安全対策協議会の委員各位におかれましては、貴傘下の船舶等に対し、次の事項につき指導をお願いいたします。

1. 各機関・団体及び船舶は、気象庁等の発表する津波に関する正確な情報の収集を行うとともに、沿岸部で作業中の人を速やかに避難させてください。
2. 危険物の荷役、工事・作業及び漁船による操業は、直ちに中止してください。
3. 各機関・団体及び船舶において、各組織で予め定めた対応マニュアルがある場合は、それに則り、無い場合は、別紙「津波に対する船舶対応表」等により、船舶の特性や状態に応じた適切な津波被害防止措置を取ってください。
4. 流出可能性のある物件の管理者は、可能な限り流出防止措置を行ってください。

なお、上記により実施する港外避難、係留強化、陸揚げ、流出防止策等は時間的に余裕がある場合のみ行い、人命第一を旨とすること。

釜 石 港 長  
釜石海上保安部長

## 第 2 体 制 発 令

### **【 避 難 勸 告 】**

気象庁から、\_\_\_月\_\_\_日\_\_\_（日本時間）に、津波警報・大津波警報が発表されたことから、大船渡・陸前高田地区の各港に\_\_\_月\_\_\_日\_\_\_（日本時間）をもって、第2体制を発令します。

大船渡・陸前高田地区安全対策協議会の委員各位におかれましては、貴傘下の船舶等に対し、次の事項につき勧告をお願いいたします。

1. 各機関・団体及び船舶は、気象庁等の発表する津波に関する正確な情報の収集を行うとともに、沿岸部で作業中の人を速やかに避難させてください。
2. 危険物の荷役、工事・作業及び漁船による操業は、直ちに中止してください。
3. 各機関・団体及び船舶において、各組織で予め定めた対応マニュアルがある場合は、それに則り、無い場合は、別紙「津波に対する船舶対応表」等により、船舶の特性や状態に応じた適切な津波被害防止措置を取ってください。
4. 流出可能性のある物件の管理者は、可能な限り流出防止措置を行ってください。

なお、上記により実施する港外避難、係留強化、陸揚げ、流出防止策等は時間的に余裕がある場合のみ行い、人命第一を旨とすること。

釜 石 港 長  
釜石海上保安部長

**第 1・2 体制 解除**

**【 勸 告 解 除 】**

気象庁から、津波注意報・津波警報・大津波警報が解除されたことから、大船渡・陸前高田地区の各港に発令されていた第1体制・第2体制（避難勧告）を\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_\_（日本時間）をもって解除します。

釜 石 港 長  
釜石海上保安部長

津波に対する船舶対応表

(大船渡港安全対策協議会「大船渡港における船舶津波対策」別表2 平成18年2月27日制定)

津波予報の種類		津波来週までの時間的余裕	船舶対応						
			港内着岸船			小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)	錨泊船、浮標係留船	航行船	
			大型船・中型船 (漁船を含む)		大型船・中型船 (漁船を含む)			小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)	
			危険物積載船舶	一般船舶 (荷役・作業船含む)					
津波 警報	大津波 3m,4m, 6m,8m, 10m 以上	無し	荷役・作業中止 原則、港外退避	荷役中止 陸上避難	陸上避難	機関使用	港外退避	港外退避または着岸の うえ陸上避難	
		中間	荷役・作業中止 原則、港外退避	荷役中止 港外退避又は陸上避難	陸揚げ固縛又は陸上避難 (場合によっては港外退避)	機関使用又は港外退避		港外退避または着岸の うえ陸揚げ固縛 (場合によ っては陸上避難)	
		有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役中止 港外退避	陸揚げ固縛 (場合によ っては港外退避)	港外退避		港外退避または着岸の うえ陸揚げ固縛	
	津波 1m,2m	無し	荷役・作業中止 原則、港外退避	荷役中止 陸上避難又は係留強化	陸上避難	機関使用	港外退避	港外退避または着岸の うえ陸上避難	
		中間	荷役・作業中止 原則、港外退避	荷役中止 港外退避、陸上避難 又は係留強化	陸揚げ固縛又は陸上避難 (場合によっては港外退避)	機関使用又は港外退避		港外退避または着岸の うえ陸揚げ固縛 (場合によ っては陸上避難)	
		有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役中止 港外退避又は係留強化	陸揚げ固縛 (場合によ っては港外退避)	港外退避		港外退避または着岸の うえ陸揚げ固縛	
津波 注意報	津波注意 0.5m		荷役・作業中止 係留強化又は港外退避	荷役中止 係留強化又は港外退避	陸揚げ固縛又は港外退避	情報注意 (場合によっては港外退避、 機関使用)	港外退避	陸揚げ固縛、港外退避又 は係留強化	
備考			事業者側で予め 対応マニュアル を作成		小型船でも十分津波に 対応できる海域が港外 に存在し、かつ、避難す る時間的余裕がある場 合は港外退避でも可	錨地として使用されてい る海域のうち津波発生時 に流速が早くなる可能性 の高い海域を予め調査し ておく			

津波来襲までの時間的余裕

- 有り : 津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間 (船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで) が有る場合
- 無し : 津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間 (船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで) が無し場合
- 中間 : 上記「有り」と「無し」の中間
- 小型船 : プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶 (造船所での陸揚げは含まない) をいう。
- 陸上避難 : 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
- 港外退避 : 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する (港外退避が間に合わない場合は港内の緊急避難海域において待機)。
- 情報注意 : 特に退避措置はとらないが、津網注意報が解除されるまで情報に留意し、船舶の安全対策を取る。
- 陸揚げ固縛 : プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないように固縛する。
- 機関使用 : 錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。